

電波法の一部を改正する法律の概要

電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講ずる。

背景

○「電波有効利用成長戦略懇談会 報告書」(平成30年8月31日公表)における電波の経済的価値を踏まえた割当手法の導入、電波利用料の負担の適正化等の提言等に基づき所要の見直しを行うもの

改正の概要

1. 電波利用料の料額の改定等

電波利用料の料額に係る周波数帯の区分等の見直し、公共用無線局からの電波利用料の徴収、電波利用料の用途の追加に関する見直しを行う。

2. 特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備

申請者が電波の経済的価値を踏まえて開設計画に記載した金銭の額を考慮して開設計画の認定の審査をできるようにする制度を導入するとともに、当該金銭の用途を法定する。また、特定基地局の開設と併せて運用を図ることが適当な既設基地局に関する事項を開設計画等の記載事項として追加する。

3. 実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

実験等に用いる無線設備(携帯電話端末及びWi-Fi機器等に限る。)が適合表示無線設備でない場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用を可能とする制度を整備する。

等